

知事が「県内のどこに住んでいても等しく医療サービスを受けられる仕組みが望ましい」と述べられ、県として医療費助成制度の対象を18歳まで引き上げると表明したことは評価します。子どもの医療費助成は、少子化対策・子育て支援策として有効な施策であり、全国的にも拡充が広がっています。本来は「異次元の少子化対策」を強調する国の施策として、財政的にも国が下支えをするのが望ましい施策です。

今回の知事提案は、「就学前の子ども」に対しては現行通り県と市町が2分の1負担で完全無料、「15歳から18歳まで」は、1レセプト500円の自己負担を前提としながら県が全額負担、残る小・中学生については市町の負担とする考えを示しています。

近江八幡市においては、すでに18歳までの完全無料化が市費で実現していますが、他市町においては無料化の年齢は様々な状況です。「県内どこに住んでも等しい医療サービス」を受けるためには、県の下支え無しには実現できません。

知事提案に対して、県内市町の首長からは「ゼロ歳児から18歳まで、県と市町が連携して負担すべき」との声が多く出されています。

そこで、県が15歳から18歳までを全額負担(一部自己負担)するのではなく、小・中学生を含めて18歳までを、県が二分の一、市町が二分の一とするよう再検討していただくよう求めます。また地方自治体の医療費助成について国が財政支援するよう強く働きかけることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

近江八幡市議会議長 岡田 彦士

滋賀県知事 三日月 大造 殿 宛